

東京都児童福祉審議会 第6回専門部会（社会的養護について）

議事録

1. 日時 平成26年5月26日（月）午後6時25分～午後8時29分

2. 場所 東京都子供家庭総合センター 5F 大会議室

3. 次第

（開会）

1 議事

（1）家庭復帰等について

（2）一時保護について

2 今後の予定等

4. 出席委員

松原部会長、柏女副部会長、青葉委員、今田委員、大竹委員、大町委員、加藤委員、木村委員、武藤委員

5. 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第5回専門部会 論点整理

資料3 社会的養護における家庭復帰について

資料4 社会的養護における母子生活支援施設の積極的な活用について

資料5 児童相談所一時保護について

資料6 児童相談所運営指針（抜粋）（厚生労働省）

資料7 児童相談所一時保護所外部評価報告書（抜粋）

（平成25年11月 横浜市児童福祉審議会 児童相談所一時保護所外部評価委員会）

その他 参考資料

開 会

午後6時25分

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。若干定刻より早い時間ではございますけども、本日ご出席のお返事をいただいております委員の方がおそろいでございます。加藤委員は、遅れていらっしゃるというご連絡をいただいておりますので、これより児童福祉審議会専門部会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日につきましては、今申しましたように、定足数については達していることをご報告させていただきます。

それでは、次に会議資料についてご確認をお願いしたいと思います。

会議次第

資料1、「審議会委員名簿及び事務局名簿」

資料2、「第5回専門部会 論点整理」

資料3、「社会的養護における家庭復帰について」

資料4、「社会的養護における母子生活支援施設の積極的な活用について」

資料5、「児童相談所一時保護について」

資料6、「児童相談所運営指針（抜粋）（厚生労働省）」

資料7、「児童相談所一時保護所外部評価報告書（抜粋）（平成25年11月 横浜市児童福祉審議会 児童相談所一時保護所外部評価委員会）」

そのほか、参考資料としてクリアファイルに入っているものがございますが、今回更新はございませんので、以前のものと同様でございます。

また、このオレンジの本、加藤委員から資料提供がございまして、「施設心理士という仕事」という本をご提供いただいておりますので、委員の皆さんの机の上にお配りしております。

なお、参考資料につきましては、毎回申し訳ございませんが、事務局で審議会のたび、用意をさせていただきますので、会議終了後、机の上に置いたままお帰りいただければと思います。よろしく申し上げます。

また、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

ここで、審議に入る前に、4月1日付で異動がございました行政側の職員を管理職のみご紹介させていただきたいと思っております。

まず、児童相談センター次長 矢沢でございます。

少子社会対策部家庭支援課長 木村でございます。

同じく計画課長 花本でございます。

同じく次世代育成支援担当課長 三浦でございます。

児童相談センター児童福祉相談専門課長 三村でございます。

また、本日の審議事項の関連で、児童相談センター保護第一課長 柳沼が事務局に加わっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は松原部会長をお願いしたいと思います。

○松原部会長 はい。それでは、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、東京都児童福祉審議会 第6回専門部会を開催いたします。

会議次第に沿って進めてまいります。

まず、議事の1、家庭復帰等についてということで、早速審議に入ってまいりたいと思います。

まずは、前回の審議の振り返りを事務局のほうからお願いしたいと思います。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 それでは資料2をご覧くださいと思います。

第5回専門部会の論点整理でございます。

第5回は、大きく3点についてご審議、ご議論いただいたところでございます。

1点目が、家庭養護推進ということでございまして、里親支援について、委託継続が困難となる事例を少なくするような視点から支援策を検討する必要があるんだと。あるいは民間活力を活用すべき。乳児院や児童養護施設と連携を図っていく。そして、里親支援専門相談員のさらなる活用を検討すべきだ。とにかく、支援体制を充実してからではないと、委託数を増やすということについては危険ではないかというようなお話があったところでございます。

研修につきましても、制度の運用などを具体的に、制度を運営する側について研修を行うべきだということであるとか、児童相談所で開催しております里親委託等推進委員会、これの活性化についてもご意見がございまして。

また、法人によるファミリーホームの設置促進につきましては、委託促進を推進する誘因に乏しいのではないかと。インセンティブが働く仕組みの検討が必要ではないかというようなご意見もございました。

また、あくまでもファミリーホームは家庭養護として位置づけをすべきであるということと、極論の家庭養護か施設養護かということではなくて、施設が持つ専門性などを生かしながらファミリーホームをバックアップしていくんだ、というようなご意見をいただいたところでございます。

また、周知活動につきましては、市町村との連携ということで、養育家庭体験発表会、これについても少し工夫の余地があるのではないかとというようなご意見をいただいたところでございます。

右側でございまして、家庭復帰等についてでございますけれども、前回は、自立支援を主なテーマとしてご議論いただいたところでございます。

まず、措置延長について、どう運用していくのかというような話、あるいは自立について重要な施設である自立援助ホームについても、職員の配置が課題であるということ。それから自立を考えるに当たっては、一時保護所の段階からスタートしているんだと、一時保護所から施設入所、アフターケアという連続した支援が必要であるというようなお話をいただいたところでございます。

また、当事者ヒアリングということで、日向ぼっこの職員の方にも来ていただきましたけれども、生い立ちの整理であるとか、あるいはそもそも施設職員もケアされるべき、スーパーバイザーの投入などが必要ではないかというようなご意見をいただきました。

最後に、家庭的養護推進計画でございますけれども、これにつきましては、今後配置基準の改正が予定されておりますが、この改正が前提の上の計画ではないかということ。ただ一方で、ソフト面については、一人一人の子どもたちに配慮した工夫が可能であろうということ。

それから、今後各施設から出される計画については、いろんな意見が出ると思うので、それを都道府県推進計画に生かしてほしいということ。

そもそも、この家庭的養護推進計画のひな型をお示しした中では、記載事項の追加という意

見もございましたので、これについては、修正をして各施設に送付をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

ただいまの振り返りですけど、何か皆様のほうからご意見、ご質問がおありになりますか。よろしいでしょうか。

はい、それでは今日は家庭復帰等について、皆さんと一緒に検討してまいりたいと思いますので、まず事務局のほうからご説明をお願いします。

○木村少子社会対策部家庭支援課長 家庭支援課長の木村です。私のほうから説明させていただきます。

資料3のほうをお手元にご用意ください。

それでは、家庭復帰の現状、左枠のところを見ていただきたいのですが、平成14年から、家族再統合のための援助事業ということで、一番下のところに書いてあるんですが、家族合同グループ心理療法や親グループカウンセリング、こういった取り組みを実施しているところでございます。

15年度から、上のところへ戻っていただきたいのですが、児童相談所に家庭復帰支援員を配置しまして、例えば家庭環境の改善に向けた支援業務や関係機関の意見聴取、情報収集ということを実施して、家庭復帰に向けた取り組みをしているところでございます。

平成16年度から、こちらは施設側、児童養護施設側になりますが、家庭支援専門相談員、いわゆるFSWの配置が実施されてございます。こちらのほうは、平成24年度には配置が義務化ということで、家庭復帰に向けた、例えば保護者の家の訪問とか面接、そういったことを実施しているところでございます。

実際、家庭復帰の状況という統計的なデータのところ、真ん中のところに記載してございます。平成23年度、これ全国比でございまして、児童養護施設については10.6%、東京都については8.2%ということになっています。乳児院のほうにつきましては、全国平均35.4%、東京都は48.2%という形になっています。これは、復帰の割合ということで、3月1日現在措置している児童数に対して、当年度何人家庭に復帰したかという数値でございまして、この在籍している方が復帰しているということではなくて、あくまで統計的な目安の数字ということでご承知おきください。

下は家庭復帰の流れというところでございます。

施設と児童相談所と分かれてございます。

まずは、児童相談所が受理、調査して、施設入所を決定ということになります。そこで援助指針を決定しまして、施設に入所するんだというところの子どもへの説明、親への説明というところの援助をしていくところでございます。

その中で、援助指針再検討、児童相談所の入所委託後のところの一番右のところですが、ここで、ある程度家庭の課題とか困難度を見まして、家庭復帰達成目標をここで決めてございまして、Aが1年以内、Bが2から3年、Cが4年以上、Dが復帰困難というところで、ここで一応目安をつくって、施設側に協議して自立支援計画に反映させていただくということを実施してございます。

また、その中で、Aケースについて、右のところですが、家庭復帰時の候補児の名簿をつく

りまして、これも施設側に提示しているところでございます。施設側は、自立支援計画をまずはつくって、6カ月後の見直しのところで、その名簿を見て、その自立支援計画の最後の見直しということを実施してございます。

児相側のところにつきましては、Aケースにつきましては、家庭復帰支援プログラム、こちらのほう、家庭環境の改善、または児童や親の受け入れ状況の改善等、どういったことをしていくのか具体的なプログラムをつくっていきます。また、家庭復帰の予定表をつくるということになります。

具体的な中身は、この大きな矢印の中にございます。

こちらのほうは、児童相談所の家庭復帰支援専門員だけが行うということではなくて、当然児童福祉司、児童心理司、施設側の職員と協同して行うということになります。

やり方としましては、児童、保護者との面接の状況、また家庭訪問をして保護者との関係が改善されているのかということを確認していく、また、面会、また外泊行為を徐々に、1泊2日、それから少し長くしていくとか、そういったことをしながら交流の状況を把握していくと。また、最終的には地域に戻るということなので、子供家庭支援センター等地域の支援体制をこの時点で確保していくと。さらに、例えば治療指導課の再統合、今言った親のカウンセリングなどもあわせもって支援していく、ということを実施していきます。その上で再度評価して、また年度内の最終判断をして家庭復帰に向けて、実際、復帰する児童を選出する、決定するというところを行っております。

また、右側に家庭復帰後と、アフターケアとございます。この後、やはり家庭復帰支援員、児童相談所に設置されている職員は、家庭復帰後もモニタリングをしていく。また、児童福祉司指導も6カ月つけて、その後の様子を確認していく。また、F S Wのほうも、施設側も、施設の行事に来ていただくとか、そういったことを行いながら家庭での様子を見ていく。そういった重層的な対応をしてアフターケアもしっかりやり、家庭復帰に向けて着実に実施していくということを行ってございます。

こういった流れで行っているんですが、実際の課題というところは右の枠の中にあります。これは前回のこの専門部会の中で議論されたことをひとつ落とし込んでいっているんですけども、家庭復帰を一層進めるためには、施設入所後に児童相談所、こちらの職員は、例えば子どもの進学のタイミングや年1回の面会という定期的な面会というところに関わるという、要所所で関わるという一方で、施設のほうは毎日関わって、子どもの様子や子どもと保護者が面会する様子、そういったものを日々見ていると。子どもの様子の変化や保護者の様子の変化ということが分かっているというところで、そういったところを含めて、この家庭復帰に向けて役割分担というのをしっかり考えた上で、その課題のところを見ていかなきゃいけないだろうというところになります。

入所初期につきましては、児童相談所のほうが、子どもや親の状況に関する情報量が多いと。そういったところを施設側が十分把握していないというところがあるんじゃないかというところを1つの課題として挙げさせていただいております。

入所中のところは、親、子、児童相談所、施設間の情報共有と意見交換の機会が十分ではないと。入所の平均年数が5年ぐらいというところで、入所している期間によって親の子に対する気持ちや子の親に対する気持ちの変化、そういったところ、また家庭状況の変化等、そういったところを見据えて情報共有していかないと、しっかりとした家庭復帰に向けた課題の把握

というのにはできないのではないかと。

次のところに、これも前回の専門部会のご議論の中で出ていた自立支援計画が具体的な支援目標、支援方法、進捗状況などが記載されていないのではないかというところがございます。

3点目が、親への指導、子どもの支援を行っていくということは施設側でしっかりやっていますが、例えば親の、例えば精神的な障害とか経済的な状況とか、そういったことの支援について関係機関と十分に連携して行っていく必要があるということなんです、それは現実的に関わりが薄くなっていく部分があるのではないかと、困難な部分があるのではないかとこのところがここで記載しています。

家庭復帰段階のところでございますが、家庭の状況について、施設側が情報収集は必ずしも十分とは言えない。例えば、F SWさんが、家庭訪問して家庭の状況を把握するというところが、例えば施設が東京の場合は偏在していて、例えば東部のほうの保護者の家に行くというのはなかなか難しかったり、かなり物理的にも難しい面があるのではないかと。そういった理由で不十分ではないかということもあるんじゃないかということ、ここで課題として挙げさせていただいております。

また、子どもの親に対する思いということで、家庭復帰のところの不安、そういったものをちゃんと児童相談所と施設が情報共有、こういったところが、もしかしたら必ずしも十分ではないというところを挙げさせていただいております。

取り組みの方向性につきまして、下の箱のところを整理させていただいておりますが、入所初期につきましては、子どもの生い立ちの整理というところをしっかりと行って、まずはここが基本で自立支援計画に結びつけていくと。ここを、例えば施設側から積極的に児相に情報収集するというのも1つ手ではないかというふうに考えてございます。

入所中につきましては、子ども、親の家庭状況等に関する情報について、関係者で共有できる場を設定し、より具体的な自立支援計画の策定につなげるということで、ここが、それぞれ、F SWさんも児相の職員も忙しいということで、なかなか機会の設定ができていないと。この辺をどうしていったらうまくできるのかというところが解決策に書いてあるんですが、なかなか難しいという解決策になってございます。

家庭復帰段階ですが、こちらのほうは、早め早めに区市町村の支援する事業等を使うことができるようにしていくということで、例えば要対協なんか、早めにケースを打ち出し、情報共有していくと。

2点目が、児童相談所と施設の十分な情報共有のもと、先ほどの家族再統合事業をより一層活用して保護者の支援をしっかりしていくと。また、家庭復帰に向けて、母子生活支援施設をより一層活用する。こちらのほうは後ほど違うペーパーで説明します。

こういった取り組みをいろいろしたとしても、なかなか家庭環境により家庭に復帰できない児童がいると。こういった場合、どういう方法で考えていったら、そういった家庭復帰できる子どもが児童養護の場合は8. 2%というところもありまして、残りの大体の方が施設で過ごすというところ、そこに対するケアをどうしていったらいいのかというのが、ひとつ、先生方のご意見をいただければと思っております。

私のほうから説明は、以上でございます。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 続けて私のほうから資料4、母子生活支援施設の積極的な活用について、引き続きご説明させていただきたいと思っております。

今お話ございますように、母子生活支援施設をひとつのツールとして何かに使うことができないかということで、少しご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、母子生活支援施設の状況でございますが、母子を入所させ、保護し、生活支援し、退所したものについても相談、援助を行う施設であるというところでございます。あわせて、こちらのほうは、措置ではなく利用制度ということで、各区市が入所決定をしているところでございます。

また、入所率を見ていただきますと、ほぼ8割弱というところで、4割の施設が暫定定員というような状況でございます。

一方、どういった機能があるかということの一部のご紹介でございますけれども、親子関係の再構築というところに着目いたしますと、支援内容でご覧いただきたいと思っておりますけれども、母子ともに、あるいは母親だけ、あるいは子どもだけというような支援について実践することができるということでございます。

大きく3つの系統ございますけれども、まず1つが、虐待等のリスクにより支援を要する母子の危機関与といいますか、母子分離をしないということ。特に、最後のほうにございますが、DVを受けた母と目撃した子どものケアという中では、例えばDV加害者から、被害者である母親に対しては、例えば、だらしがないとかいうことで、暴力を振るわざるを得なかったんだということ、子どもに話をし、そのまま子どもが分離し施設に入った場合は、母親に対するイメージがなかなか築けないというようなところがございますが、一緒にケアができるというところでそういったことも防げるというようなことはございます。

それから、分離された母子への家庭復帰であるとか、そして3つ目がアフターケア。特に母のよりどころになる相談という意味では、かなりこのアフターケアという機能も大きいというところでございます。

そのほかの事業といたしましては、母子緊急保護事業ということで、2週間程度、これは定員外になるものでございますが、こうした事業であるとか、あるいは母子一体型ショートケアということで、これは期間1週間程度で、これは定員の中でございますけれども、こうした事業を実施しているところでございます。

それから右上をご覧いただきたいと思っておりますが、これは社会的養護を必要とする子どもの保護者の状況をお示ししたものでございまして、措置児童の保護者はひとり親である割合が高いということで、これは国の、厚労省の資料でございます。

全国的なところでお示しをしたものでございますが、例えば乳児院について言いますと、父のみが2.5%、母のみが37.9%ということで40%のところ。それから児童養護施設、里親についても、やはり同じように50%ぐらいがそうしたひとり親だというところでございます。

また、国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の第9次報告を見てみますと、ひとり親、その死亡事例ですね、心中事件以外のひとり親世帯の割合が34.5%であるとか、あるいは加害者である実母の問題として最も多いのが養育能力の低さで、41.1%、次いで育児不安が19.6%、というふうになっているところでございます。

また、都内の母子生活支援施設の入所理由を見ていただきますと、一番多いのが住宅困難、次いでDV等の夫等の暴力、3つ目が経済的困窮というふうになっております。こうした理由も大変大事なところでございますが、一方で、再統合であるとか虐待の見守り等を理由にした

入所は少なくなっているのが現状でございます。

課題といたしましては、母子生活支援施設のこうした虐待防止であるとか親子再統合の機能がなかなか発揮できていない。これは、裏を返しますと、支援者になかなか認識をされていないのではないか、また要保護児童対策地域協議会についても、施設の3分の1が参加をしていない。また、参加をしている3分の2についても、施設長からお聞きするところによりますと、2分の1程度の施設が、やはり十分にこの要対協の中で母子生活支援施設に対する情報提供が十分ではないというようなお話を聞いているところでございます。

それから、施設の利用といたしましては、世帯での入所が原則、母子一体というところが原則であるということであるとか、利用制度であるため、なかなか母からの了解が得られなくて、必要だと思っても入所していただけないというようなことがあるということでございます。

今後の方向性でございますが、先ほど申しました第9次報告でも、地域社会との接触がほとんどない、あるいは乏しいという家庭が6割あると。あるいは、養育支援をしてくれた人がいないと答えた人が、21.4%、4人に一人というようなことを踏まえますと、こうした施設を利用して地域とのつながりを強化していくというのは非常に大事ではないかというところがございます。

そういう意味で、地域での相談拠点であるとか、あるいは母親のアフターケアを見るというところで、入所率8割ということでございますので、その残りの部分を使って、母子生活支援施設の機能を活用して、虐待防止等、あるいは円滑な家庭復帰などに使うことができないか、というところを示しているところでございます。

2つ目は、そうしたためには、支援者への理解を促進していくというようなところでございます。

説明は、以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、資料の3と4に基づきまして、ご質問、ご意見をお出しいただきたいと思います。どなたからでも結構です。よろしくお願いします。

○武藤委員 まず質問からさせていただきます。

家庭復帰の現状というところで、東京のほうは割合が児童養護施設の場合8.2ということまで低いんですね。これは、一般的に言うと、大都市だから、便利さだとか含めて考えると、もう少し多いのかなと思ったんですけども、この、低い要因といいますかね。乳児院は、むしろ家庭復帰を結構していると思っていたのですが、全国平均からすると、この要因といいますかね、これについて少し、分析されていれば教えていただければと思います。

○松原部会長 はい、事務局のほう、いかがでしょう。

○木村少子社会対策部家庭支援課長 この数字をどうとらえるかというのを、逆に先生に聞いたかったところでして。申しわけありません。

○武藤委員 想像でいきますと、やはり都市部は施設が足りないという状況で、いわゆる重篤なケースが選ばれて入所するという傾向があるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、児童養護施設、私たちの状況からすると、本当は、2歳、3歳で入所してきても、できれば虐待ケースでも3年計画とか4年計画で家庭復帰をさせたいんだけど、非常に深刻なケースが多いので、なかなか帰そうと思っても帰せないというような、そんな事案が都市部って多いんじゃないかなと思うんですね。だから、深刻な、重篤な状態になる前に、もっと気軽にいろんな



施設が利用できるようにすることが必要だと思います。しかし、現状はそうではなく、本当に虐待がひどいケースにならないと入所できないという実態にあります。

今日も一時保護所を見せていただきましたけども、常に、児童養護施設もそれから一時保護所も満杯という状況のもとで、本当に要支援児童や要保護児童の間ぐらいのグレーなケースは、非常に多くなってきているので、そこに手をつけられずに、結局、非常にもう大変というケースから入所してくるので、なかなか家庭復帰といっても家庭に帰れないような子どもたちが多くなってきているのかなと思います。

ちなみに、私、児童養護施設でこれまでずっと仕事していますが、20年ほど前は、正月だとか夏休みになると、結構うち（家庭）に帰して、施設はガラガラの状態で、職員は休みを取ったりだとかできたんですけど、今、お盆であろうと正月であろうと子どもたちをうちへ帰すことが出来ずに、大体60%、70%ぐらいの子どもたちが在園で残ってしまうという傾向にあります。そういうことなのかなと、勝手に思ったりはしていますが。

- 松原部会長 はい、今田委員、お願いします。
- 今田委員 1つ確認なんですけど、この家庭復帰割合ですが、これは、里親は家庭復帰には含まれているんでしょうか、いないんでしょうか。
- 木村少子社会対策部家庭支援課長 含まれていないです。家庭状況が改善されて帰った子どもの数です。
- 今田委員 われわれの全国的な統計ないしは東京都の統計も、実はこれは里親は家庭復帰に恐らく含まれた形でのデータだというふうに理解しています。したがって、15%ぐらいでしょうか。だから、これに、家庭に実際復帰した子どもというのは、これに15%ぐらい足した数字だというふうに理解してよろしいんですね。
- 栗原少子社会対策部育成支援課長 すみません、ちょっと補足させていただきますと、今お示ししているこの数字は、木村からご説明したように、この調査時点で在籍しているうち、家庭復帰した数になるんです。ただ、今田委員がおっしゃっている、あるいは統計上のところは、その年度に退所した児童のうち、家庭復帰が何名、里親が何名というようなところで見ると、この割合とは全く違ってまいりますので、今田委員がおっしゃったのは、多分その後者のほう、その年度に退所した児童のうち何名が、何割がというところだと思いますので、ちょっとこの数字とは若干違っているかと思います。
- 今田委員 それと、この家庭復帰の現状、乳児院も全国統計も、それから東京都のほうも、ずっと、どういう取り方をしようと、ずっと下がってきていることには間違いのない事実なんです。年々下がってきているという状況があります。

それで、1つは、いかにしてそれを高めるかというのがその課題ということにつながるんでありましようけれども、実は去年は、乳児院のほうで緊急アピールというのを全乳協でやったわけなんです。

それは、立て続けに家庭復帰後に虐待で亡くなるケースというのが複数生じたということがありまして、これは厚労省等々にも、施設側の反省を踏まえながら、児童相談所との、あるいはその他の関係機関とのコミュニケーションというものを再構築しなければいけないんじゃないかというところから緊急アピールという形になったんですが、東京都でも、実は、措置後にいろんな形で起こってくるということは当然あるわけで、どうしても児童相談所との、いろんな意味の意見の相違だとか、そういうすり合わせがなかなかうまくいかないというのも、現実

としてはあって、そういうケースの長期フロー等々も、非常にわれわれとしては危惧しているところなんです。

乳児院としては、確かに施設に課せられている、法的にもアフターフォローというのは、アフターケアというのは必要ということになっているんですが、F S Wはその任にあたるわけですけれども、現実として、家庭に実際訪問し、長期に、復帰後、なかなかそれが難しいというのも、現実としてあるんで、そういう情報もやっぱり何らか、乳児院側としては、お役に立てるのであれば、児童相談所との、そういった長期、大方は小学校入るぐらいまで、ということになるかと思えますけれども、少なくともそのあたりまでは、やはり情報を共有するという形のものが、子どもの安全・安心ということから考えれば、必須ではないだろうか、最近考えていますけれども。

○松原部会長 ありがとうございます。

私のほうから、ちょっと武藤委員に質問したいんですが、東京の場合、このF S W、全施設にいらっしゃっていて、F S WがF S Wの仕事に専念できているんですか。

○武藤委員 はい、東京の児童養護施設では、なるべく児童対応の勤務ローテーションに入らずに、家庭支援専門相談員としての仕事をしっかりしようということで進めています。当初、この制度を導入するときからも、全国的にはいろんな論議がありまして、なかなか、職員が足りないから、家庭支援専門相談員も勤務ローテーションに入れて、ほとんど専門職としての役割を果たしてないというようなところもあったりはするんですけども、東京の場合は、なるべく、しっかり家庭支援専門相談員として働けるよう意思統一をして進めています。児童部会でも、この専門職委員会をつくって、相互交流や意見交換などをしながら進めています。東京は全国的な部分からすると、わりと専門職としての働きを十分しているんじゃないかなと思います。

○松原部会長 大体イメージとして、そうすると、通常業務というのは、家庭訪問とされているというふうに理解していいですか。

○武藤委員 家庭訪問を、この家庭支援専門相談員だけがやるのではなくて、担当職員と一緒に家庭訪問などを行います。家庭支援や家庭訪問等のコーディネーターをしたりだとか、そういうこともやります。だから、全て、ケース、家庭支援をこの人が一手に引き受けて、全部やるということには、多分ならないと思います。

○松原部会長 それとの関連で、もう1点だけ教えていただきたいんですが、この復帰プログラムで外泊しますね。その外泊中のアセスメントというのは、児童相談所、子供家庭支援センター、それから入所施設、どこの役割になるんですか。

○武藤委員 外泊中は、基本的には施設の責任で進めることになります。外泊中の様子を施設に戻ってきたときに把握し、児童相談所に報告します。長期外泊については児童相談所の担当福祉司にも訪問して頂いたりします。

○松原部会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。青葉委員。

○青葉委員 事務的な質問が1つと、あともう1つは意見の相違が出てしまうかもわからない質問を申し上げます。

1つは、親族里親というのは、先ほどの里親の入る範囲内の中で、これはもう家庭復帰という、数が少ないんで問題ないんでしょうけども、これ、考え方の上で、親族里親は家庭復帰ということになるんですか。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 統計上、里親のカテゴリーの中に入ってますね。

○青葉委員 分かりました。

それからもう1つ、課題のところの3つ目ですか、家庭復帰段階の、星印といいますか、四角のうちに、1行目ですね、「施設側の情報収集が必ずしも十分ではない」という表現でまとまっているようですけれども、私はこれは180度違う感覚を持ってるんですが、ここに至った経過とか背景にある情報は、どういうデータをもとにこういうような結論に至ったんですか。

私は、施設長さんといろいろ話をすると、ものすごい、施設長さんぐらいのレベルになると、直感的に、この親は子どもを引き取れるか引き取れないかというのは、もうその場で分かってしまうような印象を受けておまして、むしろ施設側が情報を整理して、それでそれを児相に提案するという、逆のほうで、この復帰段階ではいいのかなと、現実的かなと思っております。

それから、もう1つ、それに付随して申し上げますと、福祉司さんが、それほど施設に入った子どもを将来にわたって長期に見守っているとは、どうしても思えないもんですから、むしろこのセクションは施設に任せたいほうが正確ではないかという気がします。いかがですか。

○木村少子社会対策部家庭支援課長 家庭の状況について、施設側の情報収集は必ずしも十分ではないところなんですけども、一応、あくまでそういったケースもあるんじゃないかというところと、児相側の情報について、施設側にちゃんと情報提供できてないんじゃないかというところで、施設が収集していないということではなくて、双方の情報共有ができていないというようなところのニュアンスで書いてございます。それが、ちょっと書きぶりが悪くて申しわけございません。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、大竹委員、よろしくどうぞ。

○大竹委員 質問が1つと、あと意見が3つなんですけども、まず質問のほうなんですけども、乳児院のほうの年齢が、就学時まで延びましたけども、これは家庭復帰がしやすくするために、措置変更するのではなくて、というような、こういうふうに年齢が変わりましたけども、この年齢が変わったことで、この家庭復帰というものには、大きく影響があるのかどうかということが1つ。

あと、意見のところなんですけども、先ほど武藤委員のほうからもありまして、重篤ケースが多くなってきているから、この割合が低いのではないかなというようにことからして、この資料にもありますように、家庭復帰の達成目標期間をA、B、C、Dというふうに分けているということであれば、それぞれの期間できっちりと帰れるかどうかという、帰っているかどうかというところが、しっかりとフォローしていく必要があるのかなというふうに思いました。

あともう1つは、課題にもありますけども、入所中のところで、施設が策定する自立支援計画において云々、これ、都内のある施設の取り組みを聞いて、4年前ぐらいから始めたということなんですけども、これは子どもへの意見というものも聞かなければいけない、意向を聞かなければいけない。そこでは、4年ぐらい前から、子どもと2時間、3時間かけて、これまでの入所とか家族のこととか、そういったことを話を十分に。そうすると、これまでも、なかなか家族のことについてはタブー視されていて、子どもに語りかけるとかいうことはなかなか難しかったけど、きっちりと子どもと対して話をしてくると、子どものほうは、結構家族のこととかいろいろ語ったりだとか、「あ、そういうようなことがあったんだ」ということで、もう一度、再度見直すような機会になったりとか。ある子どもは、やっている最中に、「もう親をかばうの

はやめた」というようなことを言い出したというふうなことでいうと、これは施設への取り組みで十分に、どこまでできるかどうか分かりませんが、やはりこの作成するときにも、子どもたちとどう施設が十分な時間を取って、一人一人のケースの自立支援計画を立てるにあたって、子どもの意向というものをきっちり取れるか、取れているかどうかというのも、1つ、大きな要因としてあるのではないかなというふうに思いました。

あとは、最後ですが、退所のあり方というふうなところでいくと、今どのような対処をされているのか私は分からないんですが、例えば乳児院等であれば、子どもは家庭に帰るといったときに、例えば、儀式的ではないですが、社会資源のつながりということでいくと、例えばこれから地域に帰れば、その地域の主任児童委員とか、民生児童委員さんとか、保育所だとか、そういうような地域の資源の人たちにもそこに同席していただいて、守秘義務というところでは、これからこの親子が帰っていく、生活しだすというところでは、そういうような顔つなぎを、そういった退所の場面でできると、親御さんにとっては、どこに相談していいのかということも、だれがという顔が分かるというだけでも安心するのではないかな、そんな取り組みをしてはいかがかなというふうに思いました。

以上です。

○松原部会長 1点目、今田委員、何かコメントありますか。年齢延長したこととか家庭復帰ということ。

○今田委員 年長児といいましょうか、年齢超過児といいましょうか、表現はともかくといたしまして、ご指摘のように年齢要件の緩和というんでしょうか、そういうのがなされてかなりたつわけです。当初の恐らく目的、目標というのは、分離不安であるとか、あるいはきょうだい例等々があつて、一緒に施設にいたほうがより子どもたちにとってメリットが大きい、ということからスタートしたはずだ、というふうに理解しているんですが、実態は、いわゆる家庭へ帰りにくい、帰れない、あるいは子ども自身に障害がある、有病である、そういったことが圧倒的に多いわけです。年齢が大きくなればなるだけ、病虚弱の率も高くなりますし、それから子ども自身の発達障害の率も高くなっていくというところがあります。

つまり言い換えると、次の施設への措置変更がなかなかされないがゆえに乳児院に年齢超過児がいるというふうに理解していただいたほうが早いだらうと。したがって、その年齢層での家庭復帰率はかなり低くなるということが想定される。これは何も東京だけじゃなくて全国的なデータだと思います。

したがって、小学校、真ん中あたりの子どもも現実として引き受けざるを得ないということでもあります。

○松原部会長 ご意見1点出ましたけど、事務局のほうからコメントありますか。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 乳児院について、今ちょっとお話ございましたけども、確かに年齢超過のところのものに全てのお答えできるかどうか分かりませんが、在所期間別で24年度退所したお子さんを見てみますと、約半数が1年未満、そんな状況になっております。2年未満まで含めると4分の3というところで、今、今田委員からお話ございましたように、年齢の高い子では、例えばもう3年以上というふうなところも、数字では挙がっておりますので、少ない例ではございますけども、挙がってはおります。ただ、全体的には、2年未満ぐらいのところ退所するのが大方なのかな、というところがございます。

○松原部会長 ほかに、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。木村委員お願いします。

○木村委員 親に精神障害がある場合のことなんですけれども、ちょっと、いいアイデアがあるわけじゃなくて、言いつばなしになってしまうんですが。

例えばパーソナリティー障害があるとか、そういうような場合は、少し難しいので置いておくとして、明らかな精神病ですよ。例えば統合失調症で、病識がなく等で、やむを得ず保護するということってあると思うんですね。そういう場合に、子どもの保護と発達という点から、やむを得ないという判断なわけですが、そういうときに必ず、「じゃ親の支援も」という言葉が入ります。それはその通りなんですけれども、ここに「関係機関と連携を十分に行うのは困難である」というふうにあるんですが、まさにその通りだと思うんですね。

私、両方にまたがって仕事をしていますので、実感としてあるんですけども、子どもの側に立つと、親の精神障害のほうを何とかしなければと思うんですが、子どもの立場で見えてしまう。じゃあ、その「保健所と相談していきましょう」というふうに言うんですけども、なかなか、どういうわけかうまく連携ができないんですよ。これはどうしてなのか、私、今、言葉にできないんですけども、そういうのがすごく感じるんですよ。恐らく、別組織だからじゃないかというふうにはしか、ちょっと思えなくて、ですね。

もうちょっとこう。例えば、先ほど申し上げましたように、非常に難しいパーソナリティー障害圏だったりすると難しいんですけど、統合失調症だったりすると、まあ簡単に言うと、治療して薬を飲めばよくなって、支援をすれば、統合できる可能性、あるんじゃないかと思うんですね。そういう場合って、非常にお互いの不幸といいますかね、そういうふうに思いますんで、どのように、もうちょっと有機的に統合、協力できないかなというのは、いつも考えてしまうのと。

あと、親が病気であった場合に、子ども側はそれで成長していく。子どもなんか、じゃあお母さんの病気が治ればとか、そういうように思いがあるわけですよ。でも、大きくなっていくと、今度は逆に、親をケアしなきゃいけない立場に、きっと今度いずれなっていくという、そういうようなこともありますので、あえて言えば、くどいですけど、アイデアがあるわけじゃないんですけど、何かこう、本当の意味での全体の支援ですよ、それができるようなことがないものかというのを、日々ずっと実感しております。

○松原部会長 ありがとうございます。ほかにどうでしょう。柏女副部会長。

○柏女副部会長 今、委員のお話を伺っておりまして、家庭復帰というときに、やっぱり3つの次元で考えなきゃいけないなということを思いました。

1つは、いわば家庭復帰を、広義の家庭復帰というふう考えた場合、物理的、心理的な家庭復帰、いわゆる文字どおりの物理的な家庭復帰、これについては、家庭復帰をさせることが全ていいわけではないわけですし、それから今、木村委員がおっしゃったように、親の利益と子の利益が、あるいは対立するような構造などもあるかと思しますので、ここは慎重なアセスメントをしっかりとしながら、復帰できるものについては、できる限り復帰を進めていくという姿勢が必要なんだろうと。

2つ目は、子どもの気持ち、子どもの視点でということがありましたけれども、大竹委員からも、子どもの気持ちをしっかりと、というような意見がありましたが、いわゆる子どもの心の中での家族再統合といいましょうか、物理的に家庭復帰はしないけれども、心の中で親というものを、あるいは親の、自分に対して行ったことについて受容していく、そのプロセスと一緒にケアの中で歩いていく、これがやはりかなり大事なのではないかと、というふうにも思いま

す。

例えば、ライフストーリーワークなどもその1つかもしれませんが、それ以外にも、いわば帰省をした後、子どもたちはいろんな意見を、気持ちを持ちながら施設に戻ってくる。その子どもたちの気持ちを整理をしていったり、あるいはメール、手紙等々で連絡をとるときのアドバイスなどしながら、子どもができる限り、心の中で家族再統合を行っていきけるような支援をしていく。これは、家庭に物理的に帰れない子どもにも必要なだろう、というふうに思います。

それから3つ目は、物理的に帰れない子に家庭養護を経験してもらおうということが、こちらにも、報告の中にもありましたけれども、やはりこれもとても大切なことで、それもできる限り増やしていくということが大切なのではないかというふうに思いました。

この3つをしっかりと念頭に置いて、家庭復帰支援ということを考えていかなければならないのかな、というふうに思いました。

もう1点、2枚目の資料4ですけれども、まだこの意見が出ていないので、これは本当にこういう形にできるのかどうか分かりませんが、先ほど事務局のほうから、入所率が8割で2割部分の活用をという話があって、そのときに、家庭復帰を支援していく段階で一時的な母子生活支援施設の利用を進めていくということができないだろうかという話ではないか、というふうに思いますけれども、そのことが、どの程度現実性を持つのか、あるいは現実性を持ち得るのであれば、そのときの、つまり児童養護施設へ入所したまま、子どもが母子生活支援施設で母子ともに一緒に、例えば1カ月ぐらい暮らしていくと、で、次の家で暮らすための準備をするというようなことを進めていくとすると、それを担保するための制度的な確保が必要になってきます。これは、二重措置の問題とかいうようなことがあるので、それをクリアできる方法を制度的に担保するということが大事なんだろうとは思っています。

そこは、どの程度これが実現性があるのか、大町委員も今日、いらしてしますので、お聞きして、可能性があるならば、それを進めていくことが大事なのかな、というふうに思いました。

私からは、以上です。

- 松原部会長 それでは、大町委員のご発言も得たいところなのですが、前半のところの家庭復帰、柏女副部会長のコメントについて、事務局のほうで、何かおありになりますか。
- 木村少子社会対策部家庭支援課長 貴重なご意見をいただいたと思っております。こちらのほう、しっかりとらえて今後の施策に生かしていきたいというふうに考えてございます。
- 松原部会長 それでは、多分この資料の4の左下のところの母子一体型ショートケアを、入所中、児童養護施設の入所中の子どもも対象にして、先ほど柏女副部会長の入所措置という話もありましたけれども、家庭復帰プログラムの1つとして実現をしていくという提案が、事務局のほうからあると思うんですが、大町委員、そのことも含めて、虐待をさらに深刻化させないために、母子生活支援施設という利用の選択肢もあるかと思うんですね。親子分離か在宅かではなくて、第3の道も示されているんだろうと思います。そういう社会的な意義もあるかと思えますし、ここでは、家庭復帰ということを見据えて母子生活支援施設という施設の意義も出されていると思いますが、両方含めて何かご意見があれば伺いたいのですが、いかがでしょう。
- 大町委員 本日は、家庭復帰のことが取り上げられていますが、家庭復帰の議論の前に、母子生活支援施設を積極的に活用してほしいという提案が1つあります。母子生活支援施設の利用者は母子に限られますが、資料4をみますと、乳児院や児童養護施設を利用している方の3割

強が母のみの世帯ということですから、最初に相談をうける児童相談所に、親子分離をせず母子生活支援施設で職員の支援や見守りの中で母子世帯のまま生活するという選択肢があるとよいと思います。ご説明のとおり、母子生活支援施設では、子どもの支援も、母親の支援も、母子関係の調整・再構築の支援もします。子どもたちが成長していく過程に母親が必要で、その母親にも支援が必要ならば、母子生活支援施設が支援することで、虐待予防の役割を果たしていると考えています。それが、子どもたちの、親と一緒に暮らしたいという希望をかなえることであり、母子生活支援施設の大きな役割であると思います。

ただ、課題が1つあります。行政の仕組みで言うと、母子生活支援施設の入所相談は区市の窓口や福祉事務所、子供家庭支援センターが扱います。乳児院や児童養護施設の相談は東京都の児童相談所です。相談の窓口が異なるために連携の難しさがあります。最初に相談を受けたところで分離せずに、母子世帯として親子のまま生活できるケースでしたら、児童相談所から区市の窓口や福祉事務所、子供家庭支援センターに話をつないで、母子生活支援施設を利用していただけるとすれば、職員の支援がある中で親子の生活を見守り、親子関係を調整したり、再構築することができます。そういう意味で、家庭復帰の可能性がA B C Dという分類を考えるなら、母子生活支援施設の見守りがあれば分離せず親子を一緒に支援するというのも、1つの方法として、念頭においていただけるとありがたいと思いました。母子生活支援施設の側にも施設を理解してもらおう努力が必要であり、また児童相談所にも母子生活支援施設の活用を前向きに検討していただけるようお願いいたします。

家庭復帰の支援ということでは、乳児院や児童養護施設から母子生活支援施設に入所して生活の場を移し、半年や1年ないし2年位の、少し長い時間をかけて見守りをして、地域に帰っていく利用の仕方もあるだろうと思います。今、都内に母子生活支援施設は34施設あり、母子の緊急一時保護を行っているのは27施設、子どもショートステイ事業を行っているのは9施設です。子どもショートステイ事業は、乳児院や児童養護施設で行われてきたので、そういう施設がない区市が母子生活支援施設で実施しているようです。母子一体型ショートケアの利用は1週間程度ということで、緊急一時保護室やショートステイ室で行うのか、定員枠内の空き室を使用するのか等、物理的な課題も生じると思います。また、母子生活支援施設は半数が民立民営、半数が指定管理による公立民営で、23区においては広域利用ができ難いという課題があります。区内で発生したことは、自区内で解決するという考え方と、施設を区民に利用して欲しい、区民のために施設を使用したいという考えが強く、他の区にお住まいの方に支援ができるのか等も課題になると思います。東京都内では34施設全てが、希望すれば他区の施設であっても、他区にお住まいの方であっても利用できるようになると、社会的養護の施設として機能しやすくなると思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

児童相談所のほうで、実践上、虐待の在宅支援ケースで、母子生活支援施設ということを考えてしながら対応することって、どの程度おありになるんですか。あるいは、今日の話で言いますと、子どもが退所する際に、母子生活支援施設にとりあえず入っていただいて、というようなことを、選択肢の中に考慮する事例というのは、どのくらいおありになるんですか。

○竹中児童相談センター事業課長 数字的なものは持っていないんですが、確かに児童相談所にいた立場としては、まず、家庭復帰をするにあたって、母子生活支援施設を利用できないかというの、どこかしら頭にあることは確かです。ただ、親御さんにも説得はしてみるんですけ

れども、もともと地域で生活している中で、もう1回、縛りがあるような母子生活支援施設に行くことを拒まれる親御さんが非常に多いということで、なかなかそれは実現が難しいことは確か、現実だと思います。

ですので、地域の保育所に入れたり、民生委員さんをお願いしたりということで、地域をがちがちに何とか固めようというような努力に走る、という傾向だと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。もしそうだとすると、少しここは新たな仕組みを考えないと、このことは実現していかないかもしれないです。

ほかにいかがでしょうか。はい、武藤委員お願いします。

○武藤委員 母子生活支援施設の事についてお話ししたいと思います。現在、児童養護施設と乳児院等にも関わっているんですけども、乳児院や児童養護施設で、子どもを措置で預かるんですけども、場合によっては、親も一緒に泊まってもらったほうがいいんじゃないかと思われるようなケースって結構あるんですね。

家庭復帰について、その前に宿泊を施設でもらうという、親に宿泊をしてもらうというケースはあることはあるんですけども、柏女委員がおっしゃったように、社会的養護関連の施設がお互いに、縦割りじゃなくて、相互乗り入れできるような、そんなことが必要なかなと思っています。でも、提携型だとか、特区を使うのかどうか分からないんですけども、この地域の中で、いろんな機関が相互乗り入れしながら、いったんこっちの施設をちょっと利用しようよということだとか、そういうことをもっと臨機応変にできるといいかな、ということ、以前から考えていました。

児童養護施設、乳児院でいくと、子どもだけでなく、場合によっては、親にも泊まってもらって、親子ともども癒しや支援をする期間があるとよいと思います。そういうことは今後とても必要になってくるんじゃないかなと思いますので、これは東京都だけでやれる問題ではないかもしれないんですけども、全国的な論議もしていく必要があるんじゃないかな、とは思っています。

それからもう1点、家庭復帰のことでよろしいですか。

家庭復帰については、家庭復帰ケースに関する現状の調査が必要だと思います。それが、最近あまりなされていないんじゃないかな、という気がします。

社会的自立をした子どもたちの調査というのは、平成22年に行い、社会的養護の子どもたちの自立にとって何が必要か、という調査を綿密に、当事者アンケートなんか取りながらやっていたんですけども、いったん家庭復帰した家族の状況だとか、子どもの状況だとか、それにどう児童相談所や施設関わったのかどうか、ということに対しての、調査をし、分析なんかもしてみる必要があるんじゃないかな、ということ、非常に思っています。

私が施設長になったころ、十何年ぐらい前だったんですけども、東京都で家庭復帰について調査をしたことがあります。施設によっても、結構、取り組みが違っていたり、全く、家へ帰さないというような施設もありました。それから家庭関係調整をそんなに積極的にやらないという施設から、とても積極的にやってくるべく帰していこう、というような取り組みをしているところまで含めて施設間格差がありました。今は、先ほど言っているように、全ての施設に家庭支援専門相談員だとか付きながら、なるべく支援の標準化を目指して、どの施設も取り組みましょうということをやっています。本当にそういう取り組みが、実際、家庭復帰に結びついたのかどうかだとか、それから家庭復帰後に、どれだけ安定したのかどうかなど、どこま



を追っかけられるかというのは難しいかもしれないんですけども、できれば児童部会と東京都なんかと一緒に、そんな調査をやるといいのかなと思います。これは提案です。

それから、本日この審議会に、専門部会に参加するにあたって、何人かの家庭支援専門相談員へのヒアリングをしました。家庭復帰についての課題等、今後の取り組みの方向性が出されてますけども、今までいろんなことを提案して、よく児童相談所と施設の協議会で論議をすると、いつでもこういう結論に最終的にはなっていくんですけども、もっと具体的な提案という部分がないと、「あ、そうだね」って、何か終わってしまいそうな気がしますので、幾つかちょっと提案をしたいと思います。

1つは、やはり児相と施設間で連絡を取り合って、対応はしてるけども、親が児童相談所の福祉司とうまくいかないケース、関係がとりづらいケースのが、非常に多くなってきてるんじゃないかというようなことを現場の家庭支援専門相談員が言っていました。

それからもう1点は、担当福祉司が変わり過ぎだということです。1年、2年したらまた担当福祉司が変わってしまっって、親との関係性みたいなものを構築するのが困難な事例が多くなっています。それから、福祉司が変わったことによって、家庭復帰についての方針も、若干、微妙に変わってくるという部分もあったりして、やはり親との関係性からすると、福祉司、心理司がそんなに変わらないようなシステムができないのかと強い要望が出されていました。これは以前からも施設現場からも言われてますので、是非とも改善をしていただきたいと思います。

それからもう1点は、家庭引き取りについて、現場は、時期尚早との見立てをしますが、児童相談所は、家庭復帰の判断基準のA B C Dじゃないけども、児童養護の現場と児童相談所の見立ての違いが非常に出ている、というようなことを言っていました。

施設現場の家庭支援専門相談員は、10年、20年、下手すると30年ぐらい経験した職員が担当しています。経験豊富な職員が、ファミリーソーシャルワーカー、家庭支援専門相談員になってるんですね。そうすると、このケースを帰すと多分こうなるだろうといいますが、これまでの経験みたいなことで分かるんで、「もう少し慎重に進めたいんだけど」と言うんだけど、その児童相談所との温度差が出ているようです。全てということじゃないんですけども、そんなケースが多くなってきていると言っていました。

それから、今日の課題等のところで抜けているのが、家庭復帰後の支援ということが、非常に弱いと思います。入所当初、それから入所中、家庭復帰、それから家庭復帰後の支援を一貫して、どこまで、誰が、どう関わるのかということについて明確にすべきだと思います。児童相談所は復帰後半年間ぐらい見守りをする、ということになってますけども、施設現場からすると、最低3年ぐらいは見ていかなきゃいけないんだろうということで、支援をすることとなります。そのアフターケアの見直しや方向性みたいなものも、出していく必要があるんじゃないかと思っています。

ちょっと長くなってしまいましたけど、以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。児童相談所と施設の温度差というのは、私、東京都の死亡事例の検証をやっていても、幾つか出てくることですので、大切なご指摘だと思います。

時間的には、次のテーマに移りたいところなんですけど、よろしいですか。

私も、ちょっとひとつだけ意見を言わせていただきたいのですが、親子分離された子どもについては、それは今までも幾つかの課題が指摘されておりましたけれども、やっぱり手厚いケ

アが、施設で及んでいるんだと思います。

それに比較して、分離後の親の支援というのは、非常に手薄なのかなと思っていて、今日は、1つは、施設で宿泊をしてもらって、そういうような支援が定着をしていくというか、乳児院はそのことをお持ちのようですけど、児童養護でも、それというご提案もありましたし、それから東京都のほうでは、そこの中で母子生活支援施設を活用してみたらどうか、というようなことがありました。だから、宿泊による支援というのが、1つ提案されていると思うんですが、そのほかに、この資料の3の左下のほうでは、親子支援の事業が紹介されていますが、これもまだまだ、ここの児相センターの仕事の話で、11児相全てでやられているわけじゃないし、全ての区市町村でこれがやられているわけではないし、ということで言うと、まだまだこういう形での支援というのは、これから充実をしていく必要があると思いますし、そのほかにも、単に行って、家庭訪問して、相談してればいいのかという、そういう話ではなくて、先ほど木村委員のほうで医療につなげる、横の連携も必要というお話もあったんで、その分離後の親のほうへの支援というのを、僕は充実していかないと、家庭復帰というのはなかなか難しいかな、というふうに考えています。

ちょっと最後に、意見を述べました。

○松原部会長 それでは、もう1つの議事に進みたいと思います。

一時保護について、議論をしていきたいと思います。

それでは、まず事務局のほうから、資料の説明をお願いします。

○木村少子社会対策部家庭支援課長 それでは資料5を、お手元にご用意ください。よろしいでしょうか。

まず、一時保護等の現状というところで、左の囲みを見ていただきたいんですけども、一時保護所の定員なんですけど、今現在、6カ所192名、平成17年のときに、128名ですので、順次定員を整備しているというところでございます。

また、国のほうに生活指導職員、専門職の配置等を一時保護所に配置するように提案要求もしているところでございます。

その下のところなんですけど、総保護人員と平均保護日数の推移でございます。平成22年を過ぎまして、平均保護日数についても40日を超えているというような、ちょっと長期化をしている、というような状況でございます。また、総保護人員につきましては、20年度に比べて1万人以上増えているということで、保護の需要も増えている、というところでございます。

一時保護所の新規入所、相談別の状況でございます。下の帯グラフのところをご覧ください。

一番左は被虐待等ということで、徐々に虐待での入所が増えているということで、24年度には5割を超えた、というところでございます。

こちらの中で、例えば、非行についても記載してまして、これ23%程度ということになってございます。

こういったところで、現在、一時保護所の中で、虐待の子ども、また非行の子ども、そういった子どもたちが混在で生活しているというような状況でありますけど、一時保護所のほうでは、こういった状況、長期化、増えている状況というところに対して、人員配置について、非常勤心理職員の配置というものを、13年の10月に行っているというところ、また学習指導員の配置、こちらはちょっと資料には記載していないんですけど、16年4月から配置しているというところ、また一時保護の対応を夜間協力員の配置ということで平成22年から配置しています。

またボランティアの導入というところで、こういった人員の配置、ソフト面を拡充することでこういった状況に対処している、というところがございます。

また、この保護所の中の生活、枠のある生活なんですけども、実際、例えば発達障害の子どももいらっしゃるんですが、そういった生活のリズムが、入所することで確保されて、ある程度、勉強なり集中できて行くことができるということと、あとは非行の子どもが入っているんですけども、虐待の子どもと非行の子どもの、もともと要因として、非行の子どもは、親からのネグレクトとか、そういった問題があって非行になっている、というところがあって、その根っこの部分が、虐待の子どもと非行の子どもが同じというところが、実際、入所している子どもたちの様子を見てみると、そのような状況があるというところで、そういったところが見られるところがございます。

その下のところの一時保護委託状況ですが、24年度につきましては、447人で、その内訳は記載のとおりでございます。

また、施設の不適応状況というところで、治療指導課のほうに短期宿泊をしているというところで、徐々に22年度から24年度に人数も増えているという状況でございます。

一時保護所の課題につきまして、右の上の箱ですけども、虐待による——先ほどの帯グラフにもそうですが、児童が増加しているというところと、保護の長期化、また24時間児童に対応しなければいけないという施設の特性を踏まえて、児童の処遇、職員の支援力の向上というのが不可欠になっているというところ。

2点目が、施設入所児童について、他人への暴力、性的問題行動など、いわゆる施設不適応になった子どもたちのクールダウンの際に、クールダウンの必要なケースが増えている、というところ。

3点目が、緊急で一時保護委託しなければならない場合の、児童のアレルギーや疾患等、保護所からなかなか聞き取りができないような状況があって、受け入れる際の施設等の対応が難しい、というところがございます。

これに対して、取り組みの方向性、下の箱のところですが、まず1点目として、保護所の外部評価の導入でございます。これによって期待できる効果として、保護所運営及び支援内容について、職員自らの気づきですね、主体的に改善に取り組むことができるということと、子どもの権利擁護に対する意識の一層の向上が図れると。何ができていて何ができていないかというところを客観的に把握することができるということです。

ただ、先ほど、施設の特異性みたいなところを、入所している子どもたちの混在している状況等申し上げました。その中で、必要とされるルールなど、一時保護所の役割や機能などについての十分な理解の上で実施される必要があるということを考えてございます。

2点目、施設の医師や心理職員による、児童の状態の早期把握や、治療指導課を含む児童相談所と施設との十分な連携により、治療指導課事業の早期活用を図り、施設不適応を未然に防止する、ということです。早め早めに治療指導課の事業を活用していただくことで、施設不適応を未然に防ぐこと、早期のアセスメント、施設の中でのアセスメントをしっかりといただいて、活用して、不適応の前に防ぐということをできないか、というところをご提案でございます。

3点目、これはいろいろ議論があると思うんですが、児童養護施設のさらなる一時保護委託について何か検討できないかというところがございます。

4点目ですね、緊急で一時保護を委託する際の児童のアレルギーや疾患等にかかる情報について、可能な限り、児相も取ることに一生懸命やっているんですが、さらに一層そういったこの取り組みを徹底していく、というところでございます。

あと、養育困難についての区市町村におけるショートステイの活用を図るということで、区市町村のショートステイの事業も使いやすくしていく、そういった改善のことができないかというところをしっかりと働きかけていきたいというところでございます。

添付資料として資料6がございます。これは国の児童相談所運営指針、厚労省のものでございます。

1枚おめくりいただきまして、113ページがございます。一時保護をする場合の必要性というところで、役割として3点ございまして、緊急の保護というところの(1)に書いてございます。虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時的に引き離す必要というようなところで緊急の保護というところですよ。

2番目として、行動観察、一時保護によって行動観察、生活指導を行う必要がある場合というところで一時保護を行うと。

3点目としまして、短期入所指導ということで、短期間の心理指導、カウンセリング、生活指導が有効である場合ということで、この3つの目的で一時保護を行うということが基本としてあるということでございます。

また、下のところで(2)のところ、2カ月を超えては保護期間はならない、というところは、一応、国の指針として示されているところでございます。

しばらくおめくりいただきまして、資料7でございます。横浜市で外部評価というものを行ってございまして、その中の内容について抜粋して今回添付させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、目次のところを見ていただきますと、(3)のところに領域ごとの評価ということで、子どもの権利擁護、あと子どもの特性に応じた適切な援助、学習援助、教育への配慮、安全で快適な生活、施設運営ということで、この領域を決めて評価のスケールをつくって、今回実施しているというところでございます。

内容については、それぞれ後でお読みいただければと思いますが、こういったところを先行してやっている自治体があるということを、今回ご紹介させていただきます。

あと、先ほど説明が一部漏れてしまったんですけども、子どもが入所してからの権利擁護の部分というところで、子どもたちが施設の中で処遇に対して、苦情とか何か不満とかを持ったときに、どういような対応をしているかというところで、東京都の一時保護所においては、まず、入ったときには、権利擁護リーフレットを使って、どういう権利があるのかというご説明をしているということと、入所1週間後に、保護所の心理職が1週間インタビューということを行ってございまして、子どもから話を聞いてございます。また、それとは別に、担当の心理司や福祉司が来た際に、権利侵害があればということで、お話を伺っている状況でございます。

また、退所するときには、全児童に「退所アンケート」というのを取ってございまして、施設での過ごしたときの状況について確認している、ということを行ってございます。

こういった形で、私どもも一時保護所の運営について、振り返りを行いながら、適切な運営をしているというところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○松原部会長 それでは、ご質問、ご意見があれば。

○今田委員 一時保護、乳児院の立場から、少し問題点を申し上げたいというふうに思っています。

乳児院については、一時保護の場合に、緊急一時保護の場合は、ほとんど病院からであるとか、あるいは夜間でも、お巡りさんがそのまま連れてくるとか、そういった形で、極めて、家庭からももちろんそうなんです、情報が限られていて、ほとんど無きに等しい場合もあるわけなんです。ところが、先ほど来出てますように、例えばアレルギー等々をとって見ても、最近はずごく多くて、例えばミルクアレルギーであれば、人工栄養以外に、乳児院では基本的にはないわけですから、もちろん特殊ミルクという選択肢はもちろんあるにしても、情報がなければ使えませんので、ミルク飲んで何事もないのを確認するのでも、大変なストレスが、実はあるんですね。

あと、感染症なんかも全くノーチェックで入ってまいります。したがって、例えばH I Vにしたって、B型肝炎にしたって、C型肝炎にしたって、全く情報がない段階で入ってまいりますので、そういう情報収集というものに関しては、かなり神経を使って、しかも専門性の高い立場からやっている、というのが事実なんです。

一時保護は、そういうわけでだんだん増えてきている現状が、一方ではあって、例えば一時保護中に面会なんてのは、乳児院では普通に、普通にというか、しばしばあることなんです、この意味合いがどうしても見えてこない。一時保護なのに、なんで面会が通常にあるの、ということも、われわれとしては、ちょっと不思議に思うところがあります。

したがって、その一時保護を介してきていないので、医学的にアセスメントも進んでいませんし、社会的にも心理的にも何もない、全てゼロからスタートしなければいけない、というのが乳児院にはあるんだということを、強く主張しておきたい、というふうに思っております。

それから1つには、警察介入のケースというのは、まああるんですが、警察官が連れてくる場合に、警察のほうの守秘義務というのは、どう解釈されているのか分からないのですが、われわれにとって、子どもに関して必要、生活上必要なんだけれども、なかなか十分に得られない、というのが警察によってはあり得る。でまあ非常に不都合を覚えてしまうということなんです。

それから、一時保護で入ってきたお子さんで、何をわれわれ心配するかというと、先ほど申し上げたような一時保護等々も、もちろんなんです、やはり子どもですから、乳児ですから、どうしても生命的なものというのは、非常に神経を使っていくわけですね。

ご承知のように、S I D Sという病気もたくさんございますし、これはこの間から全乳協のほうでも、何例も出てまいりまして、非常に危惧をして、それなりの対応策を考えたところなんです、考えてみますと、S I D Sそのものは、突然死そのものは、全体的には随分減っているんです。かつては2千人に一人といわれたものが、今は6千人に一人。これは、いろんなリスクファクターといいますか、危険因子を除くことによって減っていくんですが、果たして乳児院に入ってくる子は、そのリスクファクターを多く持っている子が入ってきて、一番リスクとして高いのは、人工栄養児というだけでリスクが4倍も5倍も増えてまいります。先ほど申し上げたように、人工栄養以外は乳児院ではあり得ないわけですから、非常に気をつかう。特に、S I D Sの起こる状況というのを見ますと、措置され、というか入所して間もないケースというのが圧倒的に多いわけです。例えば、入所して2カ月も3カ月もたったという場合に

は、非常に少なくなってきた、極端な場合は数時間で起こってしまう。それだけ子どもというのは、環境変化に非常にナーバスになっているんだろうと思いますけれども。そういったことを考えると、本当に一時保護というのは、状況、全く見えない中で、そういうリスクを持った子どもを預かるというところで、非常に職員の間に、この間の全乳協の大会なんかでも、非常に危惧が広がって、ちっちゃい子はいやだという。乳児院でありながら、ちっちゃい子はいやって、どういうことなんだかちょっと。まあ、それだけリスクを負うと、非常にそういったことでネガティブな形になってきてしまう、ということですから、情報は多すぎて困ることは何も実はないわけで、それで混乱するということは、もちろんありませんので、とにかく情報を、もう入ってくるときには、全部、きちっとした形で与えていただきたい、というのが1つと。

それからもう1つは、先ほど来申し上げているように、全くノーチェックで入ってくるわけです、いろんな意味で。だから、少なくともメディカルチェックだけは、きちっとした形で受けた形で、乳児院に一時保護に来てほしい、ということが望みですね。

したがって、何を言おうとしているかということ、必ず、どういう時間帯であったとしても、一度、小児科医ないしその他の専門家の目に触れて、そしてチェックしてきてほしい、ということなんです。したがって、都立病院もたくさんあるし、それなりの病院も東京都で、幸いたくさんございますので、そういった協力病院という形で、前もってきちんと設定をして、どういような時間であってもチェックを通した形で入ってくる、それが安心につながるんだろうと、われわれは思っています。ぜひ、これをご検討いただければ、と思っています。

以上です。

○松原部会長 ほかにご意見いかがでしょうか。はい、加藤委員。

○加藤委員 一時保護といった場合に、いわゆる家庭から一時保護されるということと、それから施設のほうから何かあって一時保護ということがあると思うんです。

いわゆる家庭からということですが、この中にも課題というところにありますけれども、非常に、いわゆる難しいお子さんが増えている、ということは間違いないことだと思います。ただ、施設のほうで仕事をしておりますと、一時保護所で、暴力であったりとか、性加害・被害というような、そういう体験を、残念ながらしてしまう、その上で措置されて来る、というお子さんが、まれに、まれにと言いますか、いらっしゃいます。そうしたときに、取り組みの方向性というところで、外部評価の導入ということがございますけれども、もちろんこれも非常に重要なことだと思いますけれども、ただ、そのことだけで、現在、一時保護所で、本当にどの職員の方も困難に直面してらっしゃる、そういったことが反応、十分に対応できることなのか、ということについては、さらに検討が必要ではないか、というふうに感じております。

もう1点は、施設からの一時保護というところですが、これ、半分ちょっと質問も入るんですけど、実際に一時保護所を利用したいというふうに、特に治療指導課等を利用したいと思って、どれぐらい速やかに利用できるのか。そういう利用の利便性といいますか、やはり施設のほうも、相当、緊急だということをお願いをすることも、施設内の性加害・被害なんか特にそうですし、そうでなくても、非常にまずいなというところが、かなり前の期間をもって、子どもの様子を見ながら、最終的にはということ、あるんですけど、ただ、そういう、どれぐらいの期間をもって待っていれば、そういった一時保護をしていただけるかみたいなところも、なかなか厳しい現状があるのではないかな、というふうに思っています。

一番困難なのは、一時保護所に行きたがらないケースという、非常に言い方に語弊がある

んですけれども、例えば担当福祉司が来ても、担当福祉司とも会いたがらない、という子もいると思いますし、それから児童相談所のほうに一緒に行こうといっても、特に高齢のお子さんになってくると、そのことすらも、とても困難な子どもというのが、現実にはいます。こちら辺は、恐らく医療との連携であるとか、受け皿というようなところも関係してくると思うんですけれども、やはりこういう、本当に施設の中で大変なお子さんが困っている状況について、一時保護所機能をどのように提供できるのか、というところも同時に考えていく必要があるのかな、というふうに思っています。

○松原部会長 2つ目の前半のところ、施設のニーズにどのくらいのタイムラグなく、応えることが今できているのか、というご質問です。

○竹中児童相談センター事業課長 申し訳ないのですが、数字自体は、何日ぐらいというのは、実際、取っていないです。東京の場合、かなり入所率が高いので、その日に、とにかく過ぎなきゃいけないお子さんをまず、というふうなところで、なかなか、施設のお子さん方は、少し順番が後ろのほうになってしまうというのが現実です。

○松原部会長 ほかにご意見いかがでしょうか。はい、大竹委員、よろしく。

○大竹委員 まず質問が4つあるんですけれども、1つは、一時保護委託状況のところ、その他って、1177ってあるんですが、この1177は、どこに一時保護を委託されているのか、というのと、あと、トータルで447件の一時保護委託がありますけれども、この一時保護委託後、このまま施設に措置されたのか、本当に一時保護委託で、また家庭復帰等されたのか、この一時保護委託後のその後は、どうであるのかということと、あと、3点目が、この一時保護委託児の、児相には緊急保護とか行動観察、その記録等が、やっぱりすごく重要に、子どもたちの生活を通して、歯磨きだとか、そういうようなところから、これまでの生活経験というのが見えてくると思うんですが、この一時保護委託した場合、先方からというか、ここで言うところ施設、乳児院、里親も含めて、そういったところから、保護委託の行動観察の記録等が出されてきているのか、どうかということ。

最後4点、これちょっと質が違うんですが、漏れ伝わっているところだと、義務教育は一時期間中は出席扱いしてくれるけど、高等学校については、一時保護中は出席扱いをしてもらえないところが多いので、定期試験とか何かのときには、福祉司が高校について、そして試験を受けさせて、また連れてくるというような業務を、福祉司は行わなければいけない。これだけハードな勤務の中で、そういったところまで、高校の出席等について、どういうふうなことになるのか。4点お願いします。

○松原部会長 4点。それで3点目は、多分、行動観察を目的とした一時保護委託があるかどうか、あるとすれば、そのときの情報共有がどうなっているのかということだろうと思うんですが、4点。まず「その他」について、どこだと。

○竹中児童相談センター事業課長 「その他」は、例えばカリヨンとか、子どもの家とか、たまに私人の方のところをお願いしたり、というところはあると思います。

○松原部会長 病院というのも時々ありますよね。

○竹中児童相談センター事業課長 病院もあります。はい。

○松原部会長 それから、2点目は。

○竹中児童相談センター事業課長 一時保護をしたお子さんのその後ですけれども、大体5割ぐらいが家庭復帰になっていて、その残りが施設保護になっている。

- 松原部会長 一時保護委託は。
- 竹中児童相談センター事業課長 一時保護委託は、養育家庭とか、そのまま委託になることも多いと思いますし、施設、28条ケースなどで、児童養護施設に委託をするケースも多いので、その場合は施設でそのまま生活が続くというふうなことになります。
- 松原部会長 3点目、行動観察、一時保護委託の行動観察。
- 竹中児童相談センター事業課長 行動観察が必要なお子さんの場合も、保護所が空いていれば、それは行動観察ということで入ることはあります。
- 松原部会長 行動観察のための一時保護委託があるかどうかです。
- 竹中児童相談センター事業課長 なかなか施設、児童養護施設にはあると思いますけれども、養育家庭のところにも、そこはお願いすることはあります。
- 栗原少子社会対策部育成支援課長 児童福祉司が、一時保護委託をしているときの状況を、養育家庭とかそれから乳児院に聞いてというようなところで、行動観察の部分をつくったり、フォローしたり、ということもやっているかと思いますが、ただ、養育家庭から何か、例えば様式を記入してもらって提出をしているということはないのではないかと、というふうに思っております。
- 松原部会長 高校のことはどうですか。
- 竹中児童相談センター事業課長 高校の場合は、もう義務教育ではないということで、欠席扱いになってしまいます。
- 松原部会長 その児童福祉司さんが付き添うようなことも、おありになる。
- 竹中児童相談センター事業課長 それはあります。受験なんかのときなどは、ついていきます。
- 松原部会長 大竹委員、ご意見があれば。
- 大竹委員 そういった意味では、一時保護所は、重要な機能を持っているというふうに思うんですね。今、緊急保護は十分されていると思うんですが、やはり行動観察というのがその後のアセスメントにつながり、援助方針につながって、それが、インケアのところで、施設への連続したところになっていくし、子どもの心の整理等も含めて、やはりそういった一時保護所の役割というのは、すごく重要ではないかなというふうに思っています。
- ですから、この取り組みの方向性のところで、児童養護施設へのさらなる一時保護委託について検討する、ということではなくて、これはやはり一時保護所が、きっちりと、この今の定員で十分なのかどうかも含めて、やはりこれは東京都として、保護委託ではなくて、一時保護所として、きっちりと対応できるような体制を取るべきではないかなというふうに思っています。
- 以上です。
- 松原部会長 データとして、他の県の人口比でやって、児童人口比でもいいんですけど、例えば川崎、横浜あたりの一時保護定員数と東京を比べるとどうか、というようなデータをお持ちですか。
- 木村少子社会対策部家庭支援課長 若干古いですけども、東京都の10万人あたりの定員規模というのが1.45人というところがございます。神奈川は全体で3.25ということで、神奈川は突出して多いという状況です。また愛知県は1.35ということで東京よりは少ないというような状況です。ほかの県と比べてというところだとそういったような状況でございます。
- 松原部会長 ありがとうございます。ほかにご意見。はい、青葉委員。



○青葉委員 まず事務的な質問なんですけども、里子から一時保護になった数字がどの程度なのかと、今、多分資料ないと思いますので後ほどでもいいんですが、里子で一時保護になった件数、数を教えていただければと思います。

それから同じように、治療指導課の宿泊の訓練を受けるわけなんですけども、ここも、里子の利用率がどのくらいかというのも、後ほどで結構なので、教えてください。

それからもう1つ、ときどき私、里子の話で聞くんですが、一時保護期間が6カ月とか、考えられない数字の子が、ぽつぽつと出てくるんです。これは、ちょっと考えられないというか、いろんな事情があるんでしょうけれども、その間に修学旅行に行けなかったとか、ちょっと考えられない事態が、ぽつぽつと出てきますので、実態はどうなっているか。

○松原部会長 都のほうで、平均保護日数のほかに、最長とか、何日から何日間区分でどの程度、という数字をお持ちかもしれない。もし、次回でも結構ですけど、提供いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 2点、意見があります。1点は、量的確保の問題と、もう1点は、質的確保の問題ということであります。

量的確保の問題なんですけども、このところ一時保護所が常に満員状況というんですか、定員いっぱい状況、いや、それ以上、120%、130%、一時保護所がそんな状況だということであれば、前からずっと私言ってきたんですけども、一時保護所の機能を果たせてない、と思っています。一時保護はセーフティネットですから、いつでも空いて、いつでも入れる、というような状況にしていけないと思います。十分な量的かつ質的な担保という部分を保障できないんじゃないかなと思っています。

基本的考え方なんですけども、11児相が全てに一時保護所を持つ、というような方向性が必要だと思っています。これは財政的な面だとか、それからスペース的なことを考慮すると、今すぐには難しいとは思いますが、基本的な考え方として、児童相談所には、しっかり一時保護所を持っていくというような方向性を、検討したほうがいいんじゃないかなという思いがあります。

しかし、すぐには現実的にはそういかないということであれば、ここにもあったように、児童養護施設で、さらなる一時保護委託について検討する、ということでもいいのかなと思っています。

私たち児童養護施設業界でも、この件については何回か検討してきたんですけども、先ほど私言ったように、とても重篤なケースになって入所するという事なので、入所児童が心身ともにぼろぼろの状態になって施設にたどり着いても、その後のケアに困難性が増して、場合によっては、子どもによっては、一生回復できないというような子どもたちもいます。

ですから、もっと手前の状態で、介入保護の必要があるんじゃないかということ、現場にいて、また、子どもたちを見て、非常にそういうことを思っています。

子どもを大切にできない社会というのではどうしようもないので、東京都からそういうことを変えていくという理念というか、政策的な基本的考え方ということが重要なのだと思います。

そういう意味からすると、やはり一時保護については、48時間ルールだとかありますけども、もう本当に危ないと思われる子どもたちは、とりあえず一時保護しようよというような、そんな姿勢が必要んじゃないかな、と思っているところであります。

今の施設で一時保護委託を積極的に受け入れる、ということに関しては、やはり今、乳児院

からも出たように、まだまだ整備面において未整備なところがありますので、少し時間をかけながらも、施設で本当に一時保護委託を積極的に受ける、ということであれば、その条件整備なんかも含めて、検討する時間と場をもっていただきたいと思っています。

施設現場からすると、「基本的考え方は必要だね。ただし、やはり少し時間を置いて考えていかなないと難しいね」というのが、この前のこの話題での、私たちの議論の結論でありました。

都内で、どの施設も一時保護機能を持つというのは、なかなか難しいかもしれないんですけども、都内の4つ5つぐらいの施設が、一時保護的な機能を備えていくという部分は、一定の検討材料としてはあるんじゃないかと思います。

一時保護委託というのは、原則的には、定員内ということなんですけども、場合によっては定員外ということであれば、そういう制度的な検討もしていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

それからあと、もう1点、質的な向上については、この横浜の例ではないですけども、外部を入れた評価という部分で、ぜひ東京もやっぱりやるべきなんじゃないかなということをおっしゃっています。

松原先生もここに入ってもらいたいということなので、去年10月の24日にフィードバックをされていますけども、このフィードバックされた部分が、今年度の取り組み等々にどう生かされているのかなということについてお聞きしたいと思います。施設も第三者評価を行っていますが、評価を受けて、それを具体的にどう改善していくのかの実践がなければあんまり意味がないですね。

ですから、評価された部分を、質的向上でどういう担保をしていったのかなということも、ぜひ参考までにお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○松原部会長 フィードバックについては、当該年度やるんですけれども、横浜児童相談所、4つが4つとも今これで一時保護所持ちましたので、1年に1カ所やっていくというサイクルでやっていますから、今まででいうと3年たちますと元に戻って行って、じゃあどうなんだろう、というふうなことは、再、再々評価できるんですね。

この25年度るとき、これ2回目になりますので、1回目で肯定的に評価している部分が風化しているところがあったり、改善されている部分があったりと、そういうようなフィードバックはしております。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

○柏女副部会長 幾つか意見を、質問も含めて申し上げたいと思いますけれども、児童相談所の一時保護所は、やはり子どもの安全・安心を確保するという視点から、子どもの最善の利益を図る、あるいは場合によって、親からも、親の、裁判所の承認を得ないで強行的に一時保護できるとか、そうした強行性の機能が備わっている。

それからもう1つは、やはりセンター的な機能を持たなければいけない。そういう点では、一定の秘密性というのが大切だと思いますけれども、それと同時に、別の意味での公開性というものを、あるいは説明責任というものを担保していく必要があるだろうと。何でもかんでも秘密にしなければいけないから、周りの人が全く入れないという状況は、やはりこれは望ましいことではない。そう考えると、今、横浜の例が挙がっておりますけれども、このような外部評価というような仕組みの導入というのは、私はかなりすばらしいことではないかなというふ

うに思っております。

質問は、外部評価を取り入れるということ前提ですけども、全国的に今どんな状況にあるのかというのを、もし把握してらっしゃれば、ちょっと教えていただければ、松原先生ももしかしたらご存じかもしれないので、教えていただければというのが1点目です。

それから2点目は、苦情解決の仕組みですけども、都の説明の中では、苦情解決の仕組みそのものは、児童養護施設に運営は準ずる、ということになっているわけですけども、諸般の事情等もあり、導入はしていないということで、それに代わる仕組みを、心理職が1週間たった後に面接をするとかいうような代わりの仕組みを担保しているという話でしたけれども、この代わりの仕組みそのものは、やはりしっかりとした手続で行われているのかどうか。私自身は、しっかりとした手続のもとに苦情解決は、一定の手続が担保されて動いているわけで、それと同じような形でやったほうが良いというふうに思っていますので、そこは大事なかなと思います。

それから3点目ですけども、自傷、他害が非常に激しい子どもさんとか、あるいは強度行動障害の子どもさん等の緊急保護などがあつた場合に、例えば病院等々で確保するようなことが、一時保護委託をすることができるのかどうか、あるいはできているのかどうか、それについてお伺いしたいのと、もしそれがなかなか難しいという状況であれば、そうした子どもたちのための委託一時保護の仕組みですが、担保する必要があるのではないかということです。

それから4点目ですけども、児童養護施設での委託一時保護の拡大ということでありましたが、これはショートステイで対応すべきだという意見もあつたかと思えますけれども、児童相談所の一時保護所による一時保護というのは、かなりシェルター的な機能を強めているということになると、逆に、ショートステイとか、あるいはそうではない子どもたちの委託一時保護については、例えば、もう少し開放的な形で、委託一時保護のできる子どもたちも当然いるわけですので、全部が全部、全くシェルターでなきゃいけないというわけではない、と思えますので、そうした子どもたちについては、わりと緩やかな、子どもの意向を重視しながらできる委託一時保護というものも用意しておくということが大事なかなと。例えば里親に対する委託一時保護をして、そうすると、子どもは委託一時保護中も就学ができると、学校を転校しないでもすむとかいうようなこともありますので。あるいは、保育所に通っている子どもだったとした場合に、保育士さんのご家庭での委託一時保護とか、これも例があるかもしれませんけれども。そうすると、子どもが慣れ親しんだところで委託一時保護ができますので、そういうことも、いわば2種類の一時保護ですね、いわゆるがちがちとか秘密裏に行う一時保護とそうでない委託一時保護というようなものも、制度的にやっぱり用意しておくのも大事なかなというふうに思いました。

そんなところですよ。ちょっと全国動向とか、あと強度行動障害の事例等について等、お伺いできればと思います。以上です。

- 松原部会長 2点。まず、外部評価の全国動向です。私は、関東近辺では、横浜しか知りません。関西、九州、どうでしょうか。
- 木村少子社会対策部家庭支援課長 調べて、私も分からないという状況です。横浜以外は分かりません。
- 松原部会長 もう1つ、自傷、他害が非常に激しい子どもさんの件は。
- 竹中児童相談センター事業課長 困難な、自傷、他害がひどいお子さんなんかは、なるべく入

院の一時保護という形で持っていきたい、というふうに思っていて、各児童相談所も本当にお願いをするというのは、苦勞、ものすごく苦勞をしているところです。

それにあたって、親御さんの、入院するにあたって親御さんの同意が必要だとか、そういうような難しいところもあるので、同意が取れない場合は、一時停止等をかけて保護にするのかと、そういうような作業が非常に困難な状況が現実です。

○松原部会長 分かりました。はい、木村委員。

○木村委員 今の入院の件に関しましては、確かに同意の問題というのがあって、被虐のケースなんかの場合だと、結局、親からなかなか同意も取れないので、本当に苦渋の選択の、任意入院するという。本当は行動制限しないといけないので、非自発的入院にすべきなんですけれども、というようなことを、本当、法ぎりぎりで行っている場合というのは、正直言ってあるかな、というふうには思っています。

それと、私もずっと今お話をお伺いしていて、各児童相談所に、予算の問題もあると思いますけれども、保護所があるべきだな、というふうにつくづく思っています。といいますのは、各児童相談所で実際保護して、一時保護になっている子どもたち、司であるとか心理司というのは、やっぱり大変遠いところに行ったりして対応しています。利便性の問題だけじゃなくて、密なケアをしていく方針を立てていく上では、非常に重要なことですので、やはり前向きに考えていただければな、というふうに思っています。

あと、これは小さな質問なんですけれども、治療指導課での入所の、入所というか宿泊の理由のところなんですけど、不登校と、性格行動という理由になっているんですが、これは、入るとき理由なんですかね。それとも、こういうような子どもたちが結果的にいる、ということなんですか。

といいますのは、非常に大ざっぱなくくりなんですけれども、両方とも、それは仕方がないんですが、不登校単独でというのが、いまひとつピンとこないもので。学校行っていないというだけだとすると、通常どういうことなんだろうと、いろいろ考えながらやっています。もうちょっと別な理由があってどうも学校行っていないからアセスメントしてほしい、ということになるんじゃないかと思うんですけれども。その辺のこと、分かりましたら教えていただけないでしょうか。

○竹中児童相談センター事業課長 実際そのとおりだと思います。学校に行けていない原因というのが、例えばお友だちとの関係が保てないだとか、そういう発達障害等で、対応が難しく、不登校になってしまっている子とか、いろいろな複合的な要素で不登校だというお子さんが、多いというふうに思います。

○木村委員 だとすると、不登校というくくりじゃなくて、もうちょっと違った表現をされたほうが分かるかなあと思いました。

○竹中児童相談センター事業課長 ありがとうございます。その辺は、検討いたします。

○松原部会長 はい、ありがとうございます。

冒頭、加藤委員のほうから、少しご発言があって、なかなか施設のほうの子どもが、いろいろ不調になったときに、一時保護には行きたがらないケースも結構ある、というお話があって、武藤委員、児童養護施設側から、ここに書いてある「クールダウン」という言葉が書いてありますが、このことについてのコメントがとおりになりますか。

○武藤委員 突然のご質問ですが、お答えします。今、東京都の児童養護施設の場合は、家庭的

養護とって、わりと日課だとか、それから規則だとか、そういうことで縛らずに、一般の家庭と同じような生活ができるということ、これまでずっと追求しながらやってきました。だからこそ、いろんな問題も逆に起きやすい、という状況もあるわけです。とりわけ、性加害・被害の問題だとか、職員も注意をしながら対応しているんですけども、そういうことが起こります。とりわけ虐待を受けた子どもたちは、性的な問題だけじゃなくて、暴力だとかも含めて、いろんな問題を起こるといえることがあります。

以前は、そういう子どもたちに対して、なるべく起こさないようにということで、非常に、管理といっちゃいけないんですけど、ルールを決めてやっていたんですけども、そういうことをなるべくなくして、逆に、子どもたちは生活しやすくなったんだけど、様々な問題も起こるといえることがありますから、そういうことに対してのセーフティネットとして、施設不調や様々な問題を起こす児童の為に、一時的にもクールダウンできる受け皿という部分も用意しておかなきゃいけない状況だと思います。

でも、なかなか、加藤委員のおっしゃるように、これもすぐ保護していただきたいということで申し上げるんですけども、まあ、もうちょっと待ってくださいということで、1カ月待ちや2カ月待ちということになることが現状です。

○松原部会長 ありがとうございます。

大体よろしいですかね。

それでは、まとめの前に、ちょっと私の意見も言いたいんですけども、まあ、まとめと一緒にになります。

量的な不足というのは、何人かの委員からご指摘があって、私もそういうふうに思っています。先ほどの数字で、神奈川が突出をしているという数字を伺って、そうかなと思ったんですが、だいたい東京都の場合は、東京都が突出していいというのが通り相場なんで、ぜひ「東京都はいいなあ」というぐらいの状態になるべきじゃないかな、というふうに思います。

その上で、私の意見のほうを先に言いますと、治療指導課という、これが本当に先駆けて、一時保護の中で、ひとつの区分をして、ある特定のニーズを持った子どもへの、宿泊を伴う、一時保護を伴う対応をしてきたという、これは東京都、誇っていいと思うんですね。

そういう意味では、ある種、一定の機能が、機能的な分化も必要なのかなと。

今日の議論の中では、何人かの、柏女委員もそうですけれども、いわゆる少しシェルターの機能も持たない、子どもの本意で行けるような、そういうような、場合によっては、ショートステイも活用ということも、お話あったようですけれども、そういう一時保護もあっていいのか、というような話が出ております。

だとすると、ひょっとしたら、施設のクールダウンという、かなり困難な子どもについても、機能分化をして、別の受け皿というものも用意しておく必要があるのかなと。これは私の意見になります。

その量的な確保の上で、そういう機能分化と同時に、共通して質の担保ということも各委員からご指摘があったところで、外部評価については、肯定的に見解が示されましたし、それからその質的な担保ということで、苦情解決についてもご意見がありました。

私はそのほかに、これは外部評価が始まれば、当然、課題になると思うんですけども、子どもの意見表明、子ども会議みたいなことも必要になってくるかな、というふうに思います。

そういう意味で、量的な確保を前提とした質的な向上と、場合によっては機能分化ということも、議論の中に出てきました。

そのほかに、入口部分のところで、今田委員のほうからは、もう少しきちっとメディカルチェック等も含めて、あるいは武藤委員のほうからは、一時保護委託を受けるといってもいいんだけど、事前の情報収集をということで、入口のところで、もう少し児童相談所、医療機関との連携を深めていかなきゃいけないんじゃないか、というご意見もいただきました。

こんなようなまとめをさせていただきたい、と思います。

ところで、いろんな意見が出ましたけど、せっかく一時保護所の課長がお見えですので、何かコメントおありになりますか。

○柳沼児童相談センター保護第一課長 いろいろご意見、どうもありがとうございました。前向きな意味で、外からの目というの、やはり入れていかなきゃいけないのかな、と思っております。

その中で、たくさんのアイデアと手法等、ご意見いただきましたので、その辺のところを受けとめまして、生かしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

○松原部会長 はい。

それでは、また改めて再度まとめはしません。議事それぞれのところでまとめさせていただいて、これを事務局のほうで咀嚼をして、提言の中に盛り込んでいただきたいと思います。

それでは、事務局から、今後の予定をアナウンスしていただいて、今日はこれで終わりたいと思います。

○栗原少子社会対策部育成支援課長 はい。本日までに6回専門部会を開催いたしまして、予定しておりましたテーマにつきましては、全てご審議いただいたところでございます。いずれも熱心にご議論いただきありがとうございます。

今後は、これまでのご意見、それからご指摘を踏まえて、いよいよまとめの段階に入りたいと考えております。この後2回ほど会議を予定しておりまして、次回7回目の部会につきましては、7月ごろの開催を考えております。日程につきましては、また追って調整をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○松原部会長 それでは、本日第6回の専門部会は、これで終了させていただきます。

遅い時間までありがとうございました。

閉 会

午後8時29分